

政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について

1. はじめに

まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転について、道府県等からの提案を踏まえ検討を進め、本年 3 月 22 日には、「政府関係機関移転基本方針」（以下「移転基本方針」という。）を決定した。

移転基本方針では、研究機関・研修機関等について、23 機関を対象に 50 件の全部又は一部移転に関する方針をとりまとめた。

更に、中央省庁（府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人を含む。）の地方移転については、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかという地方創生の視点と、国の機関としての機能確保の視点、地方移転によって過度な費用の増大や組織肥大化にならないか、地元の協力・受入体制が整っているかという移転費用等の視点から検討を進めてきた結果、移転基本方針において、文化庁の京都への全面的な移転の他、消費者庁等、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁について、今後の具体的な対応方向を取りまとめた。

2. 中央省庁の地方移転にかかる今後の取組

中央省庁の地方移転については、実証試験や業務を試行するなど検討を進め、今般、政府内における平成 29 年度予算の概算要求にあたって、別紙のとおり、今後の取組をとりまとめ、今後、別紙に沿って具体化に向けた取組を進める。

また、本部として、その進捗を適切に点検し、その着実な実施を図る。

3. 上記以外の今後の取組

研究機関・研修機関等の地方移転については、関係者間において更に検討を進め、平成 28 年度内にそれぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした 5 年から 10 年程度の年次プランを共同して作成するとともに、政府において定期的に適切なフォローアップを行っていく。

国の機関としての機能発揮の検証については、移転基本方針及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、適切に対応していく。

Ⅱ. 消費者庁等の移転について

1. 試行の概要

(1) 実施の概要

消費者庁は、各業務についての業務フローの検証、庁内の有識者会議におけるテレビ会議を活用した試行（4回）とともに、2回にわたり徳島県に試行的に滞在し、ICTの活用等による業務の試行、徳島県の消費者行政の実情把握、働き方改革の視点からの検証を行った。平成28年3月13日から17日まで、長官を含む職員10名が徳島県神山町（一部徳島県庁舎）に、7月4日から29日まで、長官、各課課長（総務課を除く）を含む職員43名が徳島県庁舎に試行的に滞在した。また、（独）国民生活センターは、徳島県施設（研修は鳴門県合同庁舎、商品テストは県内のいくつかの施設）を活用し、研修業務、商品テスト業務を円滑に遂行できるか検証した。消費者委員会は、1月、3月、7月にそれぞれウェブ会議システムを活用した会議運営の検証を行った。

(2) 結果、課題等

徳島県において行った行政、事業者、学術機関等との意見交換等を通じ、消費者教育、倫理的消費に関する先進的かつ熱心な取組及び、消費者庁の取組に協力する強い意欲が確認された。徳島県から移転の意義として説明されている県との連携により、先駆的な施策推進を図るための「実証フィールド」を確保することについては、行政、事業者、学術機関等の継続的な協力を得ることにより、実証に基づいた政策の分析・研究機能の強化に寄与する可能性がみられた。

一方、現時点では、政府内の各府省共通のテレビ会議システムが整備されておらず、徳島県から東京や全国へのアクセス面の課題もあるなかで、消費者庁が行ってきた国会対応、危機管理、法執行、消費者行政の司令塔機能、制度整備等の業務については、迅速性、効率性、関係者との日常的な関係の構築等の点で課題がみられた。テレビ会議システム等を活用したやり取りにおいては、1対1や一方向のやり取りは問題ないが、多人数での意見調整には課題がみられた。

（独）国民生活センターの研修業務については、受講者の地域的な偏りがみられた。多くの受講者の費用・体力・時間等の負担増加、多くの自治体で研修参加が困難、研修会場までのアクセス等の課題が明らかになった一方、一部の受講者からは近隣で参加しやすくなったとの意見があった。同センターの商品テスト業務については、①必要な機器・設備が不十分、②複数施設に分散しており、機器・設備が自前のものでないため、機動的・効率的なテスト実施が困難、③一般に貸し出しする施設のため保秘が維持できない等の課題が明らかになった。さらに、事業者や有識者のアクセス、市場調査の

実施についても課題が確認されたが、徳島県の協力により、実際に使用した商品の収集が円滑にできた面もあった。

2. 今後の方向性

(1) 基本的考え方

徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担うオフィス（以下「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」という。）を置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする。徳島県及び周辺（関西、中国・四国）地域の協力を得て、全国の都道府県及び消費者の利益に資する高い成果を創り出すことで、新たな人の流れを生み出すとともに、消費者行政を進化させ、それにより地方創生への貢献を目指す。これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行う。

(2) 具体的な取組

- ① 「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成 29 年度に開設する。同オフィスは、消費者庁及び（独）国民生活センターの職員のほか、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とする。

さらに徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。また、長官をはじめ消費者庁幹部が定期的に滞在し、同オフィスの成果を消費者行政全体の発展につなげる。平成 29 年度において、同オフィス開設のために必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

- ② （独）国民生活センターについては、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島独自の研修も実施する。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。

- ③ 「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、3年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。検証・見直しは、今後の徳島県を中心とする交通・通信網、消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク及び政府内の各府省庁共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、同オフィスの設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。

- ④ 消費者委員会については、消費者庁や（独）国民生活センターの徳島県

での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、提言・助言を行う。その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行う。上記3年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から、意見を述べる。